語箋

831
60
13

ち、り

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

ちり

知部
利部

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

千代若草（チヨワカクサ）（義）若菜ノ異名

ちんなす（義）茄ノ異名

[illegible]（義）菜ノ異名

ちくろ（義）[illegible]

ちんし 鎮子（雅言）柱ノモト毎ニ柱寄ノ外ニ鎮子ヲ置ク 平キ丸キ枕ノ様ナル物ナリ 絹ニテ枕ノ様ニ包ミタリ

帳（類、新）下十五ウ図アリ

帳土居（ツチヰ）豆様（類雑）下十六ウ図アリ

帳懸ル帷様（類雑）下十七オ図アリ

帳帷形（類雑）下廿三ウ図アリ

大正 4.2.15 購求

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

(チ)乳 和三ノ四丁
血 和三ノ六丁
茅 和九ノ廿丁

ぢ 〔品字箋〕𢃇 〔説文〕相當也今人賭物相當曰𢃇ト 〔通玄集〕圍棊兩無勝負曰𢃇

ヂ 柱 琴ノ 久ハノ二丁
琴ノ琵琶ナトノ絃ヲウクル枕ヲコトハイハスチウト云之 柱ノ字ヲ書之
琴ニハチウトスミテ云 琵琶ニハヂウトニゴリテ云又琴ニハヂトモ云
コトヂト云之

持 太刀ノ 久十三ノ丁
御太刀金作ナトヽアルハ柄鞘ノ金具皆金ニシテアルヘシ又御太刀白トアルハ銀作
白太刀ノ事也 又黒太刀黒トアルハシヤクドウ黒太刀ノ事也又御太刀糸トアルハ糸巻ノ太刀
事柄ヲ巻タル太刀也又御太刀持トアルハ無銘ナルモ自分ノ
持料ニシタル程ノ太刀也トアルヘシ

無シ合ス 上五九 引袖中抄

地ノ利人和ニ如ズ 久十二ノ四丁

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

(チイ)

チイーチヤコモチノ章諺　用捨箱上ノ　アフチヤコブレヤカツラノ世まし

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

千八

(十二)

出雲風土記　鎮仁（千二）　臭名之　和名抄ニ不見　海鰤とハ相見

千八

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

チト

千年ニ一度　夏山川あり　かのア

千鳥　美術新報　十三号ノ十七　水千鳥　花苔　光琳ノハーハ肥大ニ　真ハ狭シ

千鳥ノ翼ヲ以ノ満チツ紀ん　舳　一七四

きくらうくまくなるとの濱あの乃ちかそ　作の満干をなしる

千登勢　晴人名人一ぞ　廿三ウ

地頭　宗ニノ廿ミ　武家ノ領分ヲ支配スル者ヲ云

血トメ薬方　俣三三

ちとせふりく　神中おか十七

（十）ちゞむ 四まけ反

父 チヽ 和二ノ十六丁

乳母 チヽ ヤミレテ又ハオモ 和二ノ十六丁ノ大

（膺脖 チヽホム チヽハクル 和三ノ四丁

鱅 チヽカフリ 和十九ノ四丁

紫参 チヽノハカマ 和廿ノ十九丁

千代のまつかゝるいはね [illegible]

チヾミモノ 今ノ三五 是ハ元来[illegible]物ニテ[illegible]ヲ[illegible]トテ 鉄ヲ一寸四方ホトツヽニ切り身内ヘツトフ様ニ仕立タリ [illegible]ノ着籠（キコミ）ト

[illegible] ちゝこまへをのよろハちゝこくすゝめて[illegible]めをもてひとりもおよ 手足 [illegible]

あつきハ[illegible] 千代ノ嚥巳

拾遺 [illegible]てくる人かいふをおりてきん[illegible]ゝ 女子白き

[illegible] 説ナリ ちゝこくみいらる

あすこれ

金槐 大上天皇御書下預時歌へお[illegible]の物をうしこと [illegible]

地ちちのくみあもゝくも人のいふをめやも

チト

(ち)

ちりぢり 四段の活

ちりぢむ 四段下二段

塵埃 神一ノ七丁　袖中抄も

塵積りて山となる
千里の行も一歩よりのみ

[illegible] つかうとまつらし 舌[illegible]ものゝのちりから
あうやしあまし
かゝちちさめ ものゝちりしてるつらすり
因 山にはへともあられさるみちの

圝 九月九日菊してほるてまと人のやりれいんめる
ちりごまてきほめるほのもあれハあつ[illegible]乗の[illegible]あらめや

塵ニ取　塵ノ類之 貞七ノ三ニ図アリ

塵地　同方ニ今ハ梨地ト云 金ノ粉ヲ散シタルカ塵ノ積リタルニ似タルニ 平ニ塵地トモ云ハ金ノ粉ヲ厚ク
薄ク散シテ透キテ見ユル也 平ノ字ハ平蒔ノ意也 俗ニ之ヲ一面ト云ヒ 薄塵地トモ云ハ
塵塚ノ塵　後七丁　金ノ粉ヲ甚サク薄ク散シテアカキト透テ多ク見ユルヲ云

塵塚お松　日本之女学一ノ八号三ニ
ちりつかのちりにまじりたる松虫の あハれならむものとしらずや

塵ノ壺　禁腋秘抄　庭ノ南ノ二間 石灰ノ壇也 此間ヲ地下ニ堀シテ御拝アリ
一間ノ中ノ程ニ壺アリ 蓋ヲ加フ 塵ナト掃入故ニ塵ノ壺ト云フ 昔ハ
火 オコシテ料理ナトセラレケリ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

(チウ)

地黄 和名抄十六丁 本草式 サホヒメ サラヒメ オホヒメ ナトヨメリ

廿二番職人歌合 四十丁 地黄煎うるをこちるゐこみつちあさゝ似てもにぬものはちのとち見ゆ地黄煎かな

チカ

ちかふ 四段[illegible]

ちかふ 四段[illegible]

ちかふる 四段下二[illegible]

遊取 和三ノ七丁

逆鞆 チカラカハ 和十五ノ十

ちやさくらの宿 [illegible]
[illegible]

男集 中[illegible]

[illegible]

獨吟 四申[illegible] [illegible]

國選 ちかきある人の[illegible]

後冬 [illegible]

ちからくさ 力車 [illegible] 力車[illegible]

力糸 [illegible] 平[illegible]ノ[illegible]トニ云ハ今モフロシキナトシ[illegible]テニチカラ糸ト名ケテ[illegible]
[illegible]火[illegible]
[illegible]

力革 チカラカハ てらかけの[illegible]

鞆 チカラ[illegible] 是ノ九才

[illegible] 盛衰記十五ノ七オ 讃岐阿闍梨覚尋ト云者長絹ノ衣ニ[illegible]袖ニテ

親 チカトイフ 元一端 下ニ腹巻着テ 時人百人ノ首 十[illegible]

勅語

官教明治廿三年十月三十日 四二頁

朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我カ臣民、克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源、亦實ニ此ニ存ス、爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ、義勇公ニ奉シ、以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ、是ノ如キハ、獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン、

斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ、

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

明治廿三年十月三十日
御名 御璽
訓示
謹テ惟フニ我カ
天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク
勅語ヲ下シタマフ、顕正職ヲ文部ニ奉シ、躬重任ヲ荷ヒ日夕省
思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル、今
勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス、謹テ
勅語ノ謄本ヲ作リ普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ、凡ソ教育ノ職ニ在ル
者須ク常ニ聖意ヲ奉体シテ研磨薫陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ学校
ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ、生徒ヲ会集シテ、
勅語ヲ奉読シ、且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ、生徒ヲシテ夙夜ニ佩服
スル所アラシムヘシ、
明治二十三年十月三十一日 文部大臣 芳川顕正

チヨボイチ 武四九 樗蒲打ノ訛
女中ノ役名 貞丈 千七 にあるからは中﨟なとにやあらむ 中﨟とも
女郎 位五 引捜神記
徐蘭 明人 字ハ芬夫 一字芬遠 葡萄ヲ書ニ名アリ 美款 四ノ廿五
千代能ノ話 東繪 十ノ五オ 十三ノ八 列女百人一首 永仁六没七十七
勅撰集 恋部 艸五六
勅字 はろ八七 敕 勅 同字也 勅ハ別字也
勅授 はろ九八 西宮記 [illegible] ノ事也
勅書持召北面 徒九四
勅書 禁秘 下九ウ
勅答 禁秘 下十二オ
勅勘 禁秘 下十八オ
勅勘所ニ[illegible]懸ル事 徒下六七

チヨクレン　直輦　点テノミミ　めりぐしのうこ　直輦ト書ハ誤レリ

只花ノ十帖玉鬘ニハ特牛[illegible]ノ内ノ附[illegible]来タ召[illegible]侍ナドトシテ如シ

其中ニアル[illegible]之輦ノ[illegible]ル[illegible]ラシ

直廬　上四九　宗長紀行　但[illegible]　同じ

除夜　霊祭

著聞集　橘成季著　建長六年　散木士橘南表

除籍　禁秘下十七ウ

重陽　ちやうやう

（[illegible]）

夫木　花哥中　西行上人　ちよくもやくもこそもの[illegible]さらハ[illegible]

金槐　太上天皇御書下預時歌　おほ君の勅をかしこみちゝわくに心ハわくとも人にいはめやも

天徳哥合　[illegible]のおほせの[illegible]あ[illegible]をめ[illegible]のうしろ[illegible]　[illegible]よくいへ[illegible]見[illegible]おほせする[illegible]のおもひハ

狭衣　一ノ下十ウ　御あつまのうつくしさハ千夜を[illegible]まゝり[illegible]　[illegible]あくよあるものしくおほ[illegible]

勅語　幸読ニテ徴出ヅ国文学サハノ

チヨボクレ　時附ハ[illegible]　新[illegible]

勅授帯剣　出文部

勅なれいともかしこし[illegible]のおもとは[illegible]いくところえん　[illegible]　二八[illegible]

（チタ）

馳道 和十ノ十七ウ 交合

智道 和名 晴人石人ニそ

地体 盛衰ハ二ノ千セら ノ勝ケノ意ナル上ニ云ヘ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

馳走（チ）

字彙ノ四　奔走ト云　客人ノモテナシニ亭主走リ廻リテ珍物ヲ求メ喰物ノアンバイ等ニ心ヲ尽スヲ云　客人モテナシノミニ限ラズ精ヲ出シ心ヲ尽シテ物事ヲ取調ルヲ馳走トモ奔走モ云フ

(ちよ)

帙 聖一ノ五十丁
同一ノ百五十六

腟 (国篇)丑一切 音挨 肉生也 膣 (国篇)(国) 音窒 肉生也
蘭書觧体ニ 会内ニ用う字也と云ヘリ 因云 膵も字也とあり 𦙶も 古体の丑(チウ)字也

乳付籏 ちくびノ付(古ハ)手長旗也 後ニ乳付旗ハ出来タル也 但シ古キトノ比ハ皆 乳付旗也
(貞丈雑記云 東鑑時代康元元年ノ條の太刀幷旗長キ乳ヲ旗ニ乳ツクナタルヨリ起ル)

秩満帳 元日ヨリアル者を後ニ[illegible] 北山抄 一ノ十六

馰(チッコウ)綱 影物ノ名 君臺
チョコト ナルヘキ歟 チョコトヨリテキノ条ニモ出ス

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

（孝）

乳縄　巻十ノ五六　邪道ヲ知ラヌ者ノ云出シタルコト　古ハ皆ノ無之コト

（チラ）

ちらし 四条三位

〔思ふ三百首〕ふるさとをいづれ（ともの）ころはちらぬ花もちりけり 〔あなかしこ〕

つれなしや 松ぞ縁なりけり 此事〔後拾〕春上 藤原範永トあり 後句常（ま）は松の

散書 安 住吉一 三九ノ廿五

小筋書 二行掛ヘテ云

藤花様 上ヘ掛ヘテ云

立石様 右ヘ掛ヘテ云

雁行様 次々下リニ云

散物（チラシモノ） 武一九一 らヘノ五一 桃二十二ウ

メツキヲサシタル金物ヲ云 メツキヲサシタルトハ銅ニ金ヲ焼ツケシタルヲ云

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　ガラス使用

椿

(十ム)
沈香 和十三ノ十一
鏤子 和十四ノ十八丁 あのゝ青き苔
沈金 輪島漆器ヲ見ヨ
陳所翁 名ハ容字ハ公儲号ハ所翁 宋人 日本廿一ノ一九三

国立国会図書館 タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

ちんや
陳色 枕一ノ廿オ

チムヒウ
紬 紬ト 字ノ二ノ

チヽ

チナ 乳縄 貞十ノ五三

チフ 女文散書 徒士 貞九ノ卅五
中節書 藤花様 立石様 雁行様

散物 チラシモノ 武一九一 貞八ノ五一 桃三ノ三ウ
メツキシサシ也金物ニ云 メツキシサシ也トハ 銅ニ金ヲヤキツケ也ニ

チヱ 陣羽織 今五ノ四 貞十ノ卅五 尾張ノ苗 武御一ノ士 豊臣公陣羽織ヲ家臣ニ
ちんし 鎮子 雅五上ニ

陣小屋取置 今一七二
珍重 東修十ノ廿 羽川氏 宝暦ノ改 七十余 浮世絵師

沈ノ花足 長半
珍ノ海 代 半時十五ノ十九 ノ人

鎮帷幕 文二七四
鎮子 呂一ノ五九八オ

空高十七ノ四 胄 今七十
鎮西八郎為朝筈抱ノ鏃 呂二ノ五廿オ

ニノ三

沈黙 貞十ノ廿
沈着 呂二ノ八廿オ

陣座 貞七ノ七
沈ノ花足 長半

陳ゐ 貞五ノ卅八
沈黙 貞六ノ廿一

陳拾遺唐 徒士
沈水 雅古紀三ノ三十四オ 沈香之大一圍

沈香 長三ノ二一
沈ノ枕 雅第八

チム

国立国会図書館 タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

ちんや
陳屋枕一ノ八オ

チンチ
チナ 縮緬 貞十ノ五六
チウ 女文散書 佐士 貞九ノ卅五 小節書 藤花様 立石様 雁行様
散物 ヂラモノ 訓一九一 貞八ノ五一 メッキシサシ之金物云 メッキヲサシ之名トハ 銅ニ金ヲヤキツケ名之 桃二ノ十六
チン
陣羽織 今五四 貞十ノ卅五 尾張ノ士 武御ノ士 豊臣公陣羽織ヲ… 鎮子 ちんし 雅言集上二
陣小屋取置 今一七二 珍重 東條 十ノ廿 羽川氏 宝暦比没七十余 浮世絵師
沈ノ花足 長半 珍ノ海 作 享保十五ノ十九 市門弟ノ代人
鎮帷屏 文二七四 鎮子 呂一ノ五五八オ
鍾西八郎ノ曹 今七十 鎮西八郎為朝ノ箆根ノ鏑 呂二ノ五廿五オ
陳僧 貞二ノ二十 沈岩 呂二ノ八オ
沈黙 貞二ノ廿 沈花足 長半
陣座 貞七ノ八 沈黙 貞二一ノ廿二
陳元 貞五ノ卅八 沈水 雅言集三ノ廿四丁 沈香ノ事大ノ圖
陳拾遺唐 佐士 沈ノ枕 雅言集八
沈香 長三二一

沉〈枷南ニ云 今ノ伽羅也〉 負ハノミニマミ已 今ハ沉ト伽羅トハ少違フ 沉香ハ陰木也伽羅ハ陽木也

沉ノ水 負ハリミ已 沉ノウロキヲ云 今シラタトミカ如シ

沉ノ箱 負ハノミ已 沉香ヲ入ル箱也 宇二ノ百カ廿

沉ニ六種アリ 負ハノミニ

[illegible]

東쯤 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

チウ

重舌 和三ノ十丁

紵絲 チウシ 和十ノ五丁

鍮石 チウシヤク 和十ノ九丁

株をまもりて兎を待 うのア

[illegible] 草花ん

重陽

ぢう日 年中行事 大かたハ朔日なるへきを 重日とハあしき子をハ嫌也歟

或日又[illegible]

壒嚢抄 重日とハ巳亥也 凶事不用 暦例云 梼巳

当純乾 梼亥当純坤 陰陽是重也 下略

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

チウ

中右記作者 六十三 長六十八

チウ 琴ノ柱 八ノ卅三 胡琴教録 三ヲ見ヨ 下ノ十三 中将倭 八ノ廿二又一ノ卅一

中蘸 二ノ五 柱 柱 下五オ 比巴ノ柱 チウ矢 十二ノ四三 下九十七段 拂云 琴ノ三ノコトチトヨムヘシ ヒハニハチウト云

中蘸ノ花束 四ノ七

中間 四ノ五又ノ六 中間九ツリ 枕一ノ十一オ

中間小者ノ体 二ノ卅 中脇差 一尺七寸九分 武袖二ノ附 一ウ

中間 苗字ナキ 二ノ四十又四ノ五 中陰 後 卅帳

中将姫 浅 一四二

中啓トモ云扇 上四 八ノ六ウ 肢色 四 青 後編

中廣キ扇 上四 肢色 四 相 後編

中ウケ 淀 八ノ八ウ 肢色図解 後編

中止ろう 八ノ八ウ チウセヒ ヲこキ チウセヒ タカツサ 枕 下ノ十ウ チヒサキノ 訛

中角 十二ノ九 中殿御会図 考古画譜 八ノ一四ウ

中食 二ノ二

中門 十五ノ七

中陰 十三ノ廿二

中華中夏中朝 後 上二百二 忠臣ノ宝 上 四二ノ百廿ウ

中古以来書 武百十八 鍮石香炉 四二ノ五ウ

古仁公年九八歌 チウこやり 鍮鉐

中半太刀

大太刀 長六尺 七尺ト常ノ太刀 三尺五寸 トノ間ノ長サ太刀ハ中半太刀也 武 新記 補注上ノ

重祚 八ノ五三 重職 重任 八ノ百七

重箱 七ノ七 貞丈雑記 上 中十九 重日 日 行 苗ツ

チチウ 重宝記 ウ三三

チノ

チオ

チウ

中右記作者 長承十八 中将僊 ...

チウ 琴ノ柱 貞八ノ廿三リ 胡琴 ... ノ柱 ... チウキ 貞十二ノ ... 拾遺 琴ノ ... コトヂトヨムベシ 七八三ノ千ウ上三

中臈 貞二ノ廿五 枕草紙下五オ

中臈ノ装束 貞四ノ七

中間 貞七ノ五又六 中間ヲリ 枕一ノ十一オ

中間小者ノ体 貞二ノ卅 中脇差 一尺七寸九分 武袖二ノ附一ウ

中間若党キリ 貞二ノ四十又四ノ五 中陰 後志卅股

中将姫 洗四二

中啓トモ扇 上四 貞八ノ十ウ 服色図考後編

中啓トモ扇 上四 服色図解後編

中ウケ 浮 貞八ノ八ウ 服色図解後編

中ころ 貞八ノ八ウ チウセヒラこキ チウセヒタカツキ 枕ノ十ウ チヒサキノ十註

中角 貞十二ノ五九 中殿御会図 考古画譜巻八ノ一図アリ

中食 貞六ノ二

中門 貞十七ノ七

中陰 貞十七ノ廿二

中華中夏中朝 後志 上二百二 忠臣ノ至大 四二ノ百廿ウ

中古以来書 武百十八 鍮石香炉 四二ノ五ウ

忠仁公手父ノ歌 未 チウこヤリ 鍮鉐

中半太刀 貞十二ノ廿二 武雑記補註上 重陽事 ... 下十六

注文 貞九ノ廿又廿三 重陽 ... 廿九

重祚 貞八ノ五二 重職 重任 火百七

チヰ 重箱 貞七ノ七 ... 中十九 重日 日行 ...

重宝記 ... 三ノ三

チノ

チサ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

(チオ)
嫡母 チヤクモ　加二ノ十三

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

（チク）

舳 和三ノ十一丁

軸 和十三ノ五丁

[八九] ちく竺へかえちくせるつくれといひやらんとしわらなをおひハつるへく

[貫之] 古今十一 秋の野みえたせて咲る花の文のちくさみあをそなびく

[帖] 咲のみをみくさを咲るものいろの花てあをそへびれ

ちくさ 末通を係るちくさといへ 月をたちやれしとかへり 万葉四ノ廿五丁

音位略字 係る丁八ヶ

竹箆九ヲ

チク 舳艫 訓 舳一	和久能 長三五五 頁十ノ六七	地黒ノ帽子 頁三ノ九	軸者ノ総留様 頁十ノ七	竹酔日 後三百之
逐水曲 八ノ四	逐電（雲裏）四	築地の手 築地記	竹豹 頁中十三	地火炉 草葉集上帖中卅

(チク)

齱 チク 和三ノ十丁

軸 和十三ノ五丁

[人九] ちくせ一 かくちくちく せずつくれといひやらん わりなくもおもひつゝく

[貫之][古今十][帖二] 秋の野におきて鳴る虫の文のちくさ あをみだれ

[帖六] 秋の野にちくさ鳴るものいろの花であをみだれ

ちくさ 千種を ちくさといふ 月をとちやされしといへり

玉勝間 四ノ廿五 月六丁

音韻 位る丁八のち

大茶盛　西大寺ニテ毎年正月十六日茶會トテ衆僧ニ茶ヲ進ムル法アリ其時用ル茶筅長サ一尺ニ餘ル是カ茶碗ハ唐津ノ大井ヲ用ルトゾ　日本美術協會報告廿八号四四

茶篩　チヤフルヒ　品二ノ七九オ

茶匙　チヤサク　品二ノ八一オ

茶碾　品二ノ九一オ

茶研　品二ノ九一オ

茶甌　品二ノ九一オ

茶筌　品二ノ九一ウ

茶陂仂　品二ノ九二オ

茶巾　品二ノ九二ウ

茶匙　チヤシヤク　同上九二ウ

茶入　同上九三オ

茶釜　同上九四オ

チヤ

茶杓 呂二ノ九二ウ
茶畫 呂七ノ九三カ
長慶帝議 原田記 淳田境 国文学廿四ノ卌八、廿五ノ三七、
チャンバレン氏ノ新著 日本ノ事物 史廿三ノ四九
チャリネ（西洋軽業師）観西人技戯記 高鋭一 東洋学芸雑誌 五ノ二九
長慶天皇山陵参考地定ム 青木榮下野修郎 紙瀧沢村
チャンバレン氏ノ講義 東洋学芸雑誌三號五ノ二七七
長家 書紀三ウ
長者ノ 天文 書紀廿六
長春 吉川氏 国華廿ノ一九〇
帳 新字解三ノ廿七
賬ノ字 同上
様 チヤツ 新字解 四ノ五 廿ラノ欄外

茶 〔説文〕荼、苦荼也。从艸余聲。徐曰、即今之茶字。
〔字典〕茶〔唐韻〕〔正韻〕丈同都切音途。〔詩邶風〕誰謂荼苦。其甘如薺。〔傳〕荼、苦菜也。〔大雅〕周原膴膴、堇荼如飴。〔爾雅釋草〕荼苦菜〔疏〕一名荼草。一名選。一名游冬。葉似苦苣而細、断之白汁。花黄似菊。コレハ草ニテチヤニアラズ〔又爾雅釋木〕檟、苦荼〔註〕樹小如梔子、冬生葉、可作羹飲。〔野客叢書〕世謂古之荼、即今之茶。不知荼有數種。惟荼檟之荼、即今之茶也。詳茶字注。
茶 〔廣韻〕梌、俗〔字典〕茶〔集韻〕直加切〔正韻〕鋤加切、茲平聲〔廣韻〕俗梌字。春藏葉、可以為飲。〔句會〕茶也。本作荼或作梌。今作茶〔陸羽茶經〕一曰茶、二曰檟、三曰蔎、四曰

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

茗 王曰荈（博物志）飲真茶令人少眠

㮏（宋患）㮏（唐韻）宅加切（集韻）直加切並平声（唐韻）此即今茶

荈之茶（廣韻）茶荈也今作茶俗字不爾从（唐）權德輿撰

陸贄翰苑集（卷）飲新茶一串作茶字

茶（字彙）（横韻）同都切音徒 詩有茶 中略 ○又（麻韻）直加切

蜡平聲 茗也（六書正譌）別作茶非 然今皆作茶矣

茶（麻韻）直加切蜡平聲 茗也 樹似梔子冬生葉可煮飲（本草）

茶能去膩使人不睡 陸羽有茶經 盧仝有茶歌 ○从艸从人

𣎳 木 音匹刃切 木部木 [illegible] 次清 匹刃切 品去声 麻片也（六書正譌）从中八象枲之皮莖也 麻字从此 非从木。

○（正字通）茶 木類 从木義同 以改从木 非。

㮏（麻韻）同茶

茶（句会補）（麻韻）直加切 茗也。本作茶。俗今作茶 今従俗作字

タチツテト　サシスセソ

外轉第二十九開	舌音 清	舌音 次清	舌音 濁	舌音 清濁	歯音 清	歯音 次清	歯音 濁	歯音 清	歯音 濁	
麻 平	タ 奓 加陟	タ 侘 加敕	ダ 茶 加宅	ダ 挐 加女	サ 樝 加庄	サ 叉 加初	サ 植 加鉏	サ 㴙 加所		
馬 上										
禡 去	タ 吒 陟駕	タ 詫 丑亞	ダ 蛇 除駕	ダ 膠 乃亞	サ 詐 側駕	サ 䃉 楚嫁	サ 乍 鉏駕	サ 夏 所嫁		
			茶 蛇 去 澄 二等				植 乍 去 林 二等			

茶（集韻）直加切 平 タ 舌濁（正韻）鉏加切 平 サ 歯濁

垞 平声

垞ハ集韻直加切平声ナリ 蛇平声ト誤ル也カ

垞ナラハ音垞トアリテ且ヒ垞ナラハ去声ノ字ナレハ垞ノ平声トシテ
茶字ノ(同字ノ)転声ナルコトヲ知ルナリ 又直加ト鋤加トハ舌歯ノ混シタルニ
槎 唐韻宅加切 集韻直加切 並ニ音茶 今ノ平声 作ハ歯濁去声サナリ
今ノ平声ニ因レハ槎ハサノ音ニナルナリ
茶 広韻直加切 タ 蜡ノ平声 蜡ハ助駕切音乍ニテ歯音去声サナレハ 茶ハサノ音トナルナリ
タ鏡ノ国ノ如ク舌音ト歯音判然(別ナルシ)後世支那ニテハ
舌歯往来混淆シテ別ナキニ至リ 故ニ韻会 荼ハ古音タ
ノ原音利ヤリ普通音トシテ舒ニハサノ音ヲ用ルモノヽ
アルナリ 茶園(サヱン) 茶道(サダウ) 茶頭(サヂウ) 称スルモ

茶 タ 古音 チヤ 古音ノ原音ナルヘシ
サ 後世音

茶道要録ニ云 我未此書ヲ見ス 紀事茶話ニ引ルヲ見ルノミ 侘ノ音ヲ嗏ト 侘ハ侘ニ作ルヘシ
侘ハ玉篇ニ侘ハ丑畫切 侘ハ歌句ニテ廣韻勅加切 糸句ヲ
正韻湯何切 毎ノ平声 与他宅通ス 又唐何切 音駝 佗謂背
負日佗 又ムカ 正韻吐嫁切 音咤 加也 オトアリ ノ ロニノ義ナシ
サテ侘ノ音ハ字彙ニ侘ハ(禡次請)丑亞切 嗏去聲 ト見エタレハ
ニヽ去声ノ二字ヲ脱セルニヤアラン 猶下ニ云ヘシ 侘
侘ハ侘ニ作ヘシ 下同シ 志を失ふの貌とも 侘傺と続き
不足をと云 離騒の注ニ 侘ハ立也 傺ハ住也 憂思失意 住立而不
能前也といへり 此注字彙ノ 傺字下ニアリ 傺 音制 止也 宋玉九辯 欲傺而沉
藏とあり 欲 同寫音 蛾うて物不足故ニ而沉み藏れ居るやうなるを 是
ニ據レル之字彙云 傺 (丑次請) 尺制切音掣 止也 宋玉の辯曰 欲傺而

沉藏謂冬時物陷止滞藏也卜見エ

侘（字典）侘（集韻）（合韻）並丑亞切茶去声 侘傺失志貌 コノ傺ハ咩ノ誤リナランカ

傺（字典）傺（廣韻）（集韻）（合韻）並丑例切 音滯 止也 屈原離騷

忳鬱邑余侘傺兮（註）侘傺失志貌 傺住也 楚人謂住曰傺

（揚子方言）傺逗也（註）逗即今住字 又（集韻）揥也 揥傺而沉藏

（註）謂冬時物皆陷止滞藏 又（玉篇）動塵切 音蓋義同

侘（字彙）丑亞切 咤去声

咤（字典）咤（字彙）初加切 音差 語辞（正字通）衣ノ曲調有之云 麻（次清）字彙

書無咤

丑亞切 徹去 次清 茶去声 茶ハ麻平濁ナリ 次清ト濁トノ差違アリ

丑亞切 徹去 次清 咤去声 咤ハ初加切ナレハ崇音ノ平声 麻次清ナルハ合ス ヨリ遠ヘ次清ハ月茶ナリ

傺 字彙（察次清）尺制切 音掣 崇去声 セノ一 字典 丑例切 徹去 テイ

侘傺 タテイ 古音 サセイ 後世音

茶 文七一巳云ノ三八 好十九ノ廿五才 春遠風話 下廿才 （以下）藝苑林 八巳一六八ノ一八八 雅遊考 八木隆治

十服茶ノ法 壷源塩 壷花抄ノ巻八 同書 貢茶 民

百服茶 太平記 経信老比部

茶銘 茶

茶武路 漫言一

茶箋 卯茶ノ女 絵二ノ六

茶碗ノ物 点ハノ氏ハ

茶釣 呂ノ又 ？

ちやうんのくらんちやうんの屋 後撰和歌集 三ノ六

送茶使 西宮記一 三月下 差遣茶使

茶碗 吉彦 八ノ八八
茶碗ノ枕 八ノ九ハ 吾妻鏡五十五 史料通信三ノ河内十五 嬉四ノ六ウ
茶碗ノ壺 三ノ七オ
茶筌 国花 一ノ十五 二ノ十五 今泉雄作
茶碗 七ノ十三 青州八青磁ノ物ト云 三ノ廿 白ラハ白磁ノ物ト云シ 三ノ九二オ 嬉四ノ六十ウ 文五ノ四四ウ
茶湯 三ノ二 三ノ九 永記 嬉十九ノ八七オ
茶室 百家説林七（家）ノ六十
茶ノ製 嬉十九ノ廿三オ
漢土ノ茶ノ事 嬉十九ノ廿五ウ
煎茶 嬉十九ノ廿六ウ
本朝茶始 嬉十九ノ廿七ウ 日用文鑑 上ノ卅九
茶具 嬉十九ノ廿九ウ卅オ

茶ノ始 嬉の巻 二ウ七ノ十一
茶式 嬉十九ノ卅一ウ
茶坊主 嬉十九ノ卅二ウ
茶ノ伝来 嬉十九ノ卅三オ
漢土ノ茶人 嬉十九ノ卅三ウ
茶ノ歴 嬉十九ノ四二オ
茶見人 嬉十九ノ四二ウ
茶筅 嬉十九ノ四三オ
茶ノ匙 嬉十九ノ四三オ
茶ノ糸子 嬉十九ノ四三ウ
茶フクサ 嬉十九ノ四四オ
茶備 嬉十九ノ四四オ
茶辨当 嬉五ノ卅オ
茶ノ品 嬉十九ノ四四オヨリ
茶舟 嬉五ノ十三ウ十三オ

茶研 嬉五ノ廿ハウ

茶園 宇治 嬉廿九ノ廿九オ

茶湯者 嬉廿九ノ三十一オ

茶店 嬉廿五ノ廿八ウ

茶臼を挽て訴をす 一話一言 五ノ卅九 板倉周防守

茶湯を好て旅中之を手むひ 一話 五ノ卅六 加賀士族某

茶湯 尾張殿茶湯 一話 十二ノ三 又 七

茶屋染 京三ノ四七 昔ノ茶屋手模様之 嬉十九ノ四オ 昔ノアレテ棹ゆゑトモヘド当世様ゆゑシ云ゑ 嬉三六ノ九オ

茶屋辻 京三ノ四七 茶屋染ニ多クミカノ口を入て画きゆるゝ 嬉十九ノ四オ 茶屋染ノ辻ケ花之

茶色又ハ茶気ノ多シ 入道用之 俗人ハ黒、白、茶色ノ布用之 武家雑記補注上千丈

茶屋ノ嶽 武家雑記補注上ノ十九 茶色ニ染多キもの之 入ル用ル之

茶筅髪 嬉二ノ三二オ 七ノ廿ウ

要妻以茶 一ワマナノ卅八

茶筅 嬉三ノ五十八オ 髪

茶ノ子 嬉十八ノ三四ウ 二十七ウ

チヤゴト 嬉五ノ三五オ

茶箱 嬉十八ノ廿九ウ

茶々ノこ 茶食 嬉十八ノ三十ウ 三十ウ チヤノコ

茶筅茄子 嬉十八ノ四二オ 一ノ八オ

茶杓ケツリ 嬉十九ノ四四オ

茶ニ号嬉彼 嬉廿九ノ廿三ウ

茶巾ダニ老イ七茶湯ハ九ノ了之 利休ノ詞 一話十三ノ四一

茶亭円 一話 廿ノ十三

茶瓦 嬉十二ノ三オ 碁あそび

茶ヲ挽ノ 嬉十二ノ二ウ

散茶 チウし 嬉十二ノ二ウ 又ウ

茶塵 嬉十八ノ四十九オ

茶碗むし 茶醬 嬉十八ノ十九オ

茶碗焼 嬉十八ノ廿八ウ 廿四ウ

茶碗ノ欠ヲ吉事ニ付ん 嬉十二ノ五十五オ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

チやツ　内七ノ七
チやらて　瓦礫一ノ八
打馬　双六ノ数　瓦礫一ノ八
ちやうず　長吊　枕二ノ二ウ
長者　徒下八ノ一ほ　ト九又ノ廿七
長絹　冊十三八　小七七　内五ノ卅二ヨリ図アリ　袖ノ六才図アリ
長絹ハ絹名也　古アリテ今ナキ也　古ハ絹ニ四品アリ
長絹平絹　座絹細絹也　恵命院僧正（足利時代ノ人）
ノ海人藻芥ニ見エタリ　三才図会　廿八ノ七オ　国華十三ノ十五
火八十　道乃十六ノ八丸　長絹ハ本名長絹ノ直垂也古ヘ
長絹ニテ作ル後世紗生絹ニテ作ル也
長絹ノかりぎぬ　長絹ノ狩衣　長絹ノ褄もとどり
長絹ノ狩衣　雅考八ノ五（狩衣）羽乃十七ノ卅六　或云宿老之人■■■
医■士陰陽師等着之　非正長絹也　長絹ト云ハ如常（絹也）
長絹廿疋　長乃十五

長絹ノ直垂　明徳記二　伊元相作ニ乃義又頼朝（宝南記　為我将軍四
被経松ニ花ヲ縫テ）
（五十衛士　兵衛ノ直用　国華十三ノ十三
武袖一ノ六ウ図アリ）
童形ノ長絹　小窓七
長歌短歌　武四三
長能名訓　上一ノ六八
長明四季物語　小一ノ九　作者也
長済革　小一ノ九　作者也
長繁　呈テノ乃卅八オ
長寛　勘文　日本術邪類　十七ウ
長慶天皇ノ御事　南朝ノ御代九ハ十説　史料通信一ノ各紙第一
長明ガ古跡　嵯一ノ五八オ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

長壽婦人　史料西伯　傳奇二人
長崎蘇鐵　史料西伯　土佐ノ三
長人　燕七ノ三十ウ
長者ハハ必ニ味渋　燕十七ノ五ハウ
長春筆　美人図　国華志
長寿人姓名　一話三ノ五　西八十六有シテ丸トス　自十五ト云
長頭丸　一話巳ノ七
長吏職　掾ちうち下　一話廿六ノ五

茶巻

御帳臺ノ図　国学院蔵　第四巻第三　春日験記第二巻中ノ図ヲ引リ

大枝流芳　雅遊漫録　巻之一器物総論　飲食ノ器ハ新ニキヲ尊トス
本邦近来ノ茶人ノ好ンテ古クケガレタル器ヲ飲食ノ事ニ用ルハ甚
ウルサシ心アラン人　道知人ノイタスヘキ事ニアラス
帳臺　今三三去　小三ミ　ち十七ノ七　王一ノハウ才　燕一ノ廿才
帳臺ノ図　春冥偽上廿才　日本風俗史　上編　西七八ノ次
帳　後衛門　雅装ニ又九　数羅下十五図アリ　小蔵三図アリ　王一ノ七ハウ　帳ノ土?　帳帷　紗等図アリ
帳臺ノ式　雅裝廿八　群上卅一
帳帷ヒキ　数羅下十七図アリ
帳臺構　ろ京諸林七(図)巳一
帳中香　手車編　一話廿三ノ十二
丁のま　雅裝　五
丁子染　絽二ノろハ二ら　灯花ヒ　燒二ノ廿六

丁子油 咄二ノ廿五

丁銀 ?十五ノ八

定紋 ?八ノ十 ?三ノ八

定角 ?十ノ二六 春 草下 木棒ヲ四角ニ乞タモノ

定圓山 ?くの? 長三九ロ

定行事 ?二ノ十七

定額 火五六 徒下六ノ一

定考 西宮記三 小月

張瑞圖 一話二ノ三七 松花堂之ニ?セタリト云

張良 三才図会序云 多?状貌如婦人好女 人物四ノ三七 図アリ 髭ナシ

張果 驢ニノリ 馬ト云 絵ニノ七

張?範 ?位 義?ス八一?

チやうく 鵐 ?十ノ七二

ぢやうのこと ?十ノ廿六

チやうザと云法師 枕一ノ六ら

定西法師 宋?西?一后?七

定西法師与其?有西?一?十?七 史ニ?十五

定器 ?五ノ三六オ

ぢやうやこ 異名 ?七ノ卅オ

チヤウヘヤル ?七ノ七ら

帳馬 氷?ニ出 ?七ノ七ら

チやうもく 三才廿七ノ九ら

雲版 極? 又鳴?

?紋 ?ねともてちやうんとよむ 一話廿ノ五

提灯ノ鉄 正保?ヨリ始ル 一話廿五ノ三二

趙之謙　紹ニテハ　趙撝叔　明人

着褄　長三之五

着帯祝　貞二下廿一

着衣祝　貞三ノ十七　貞下ノ十五

着袍次第　宸翰雲形　貞十七ノ十九

冬ハ先着赤大口　次上袴　次單　次袙

次下重但上其上袍

夏ハ先赤大口　次上袴　次赤帷　次單　次下重上下

次半臂　次袍

或説先赤大口　次下重袙風情の物着之　次上袴を着て

上袴ノ腰ニテ下重ヲ結了ル　二説也

着馱政　孝亨三

着到ノ付人　貞丸ノ卅

廐ノ小坊　貞之ノ二五

廐ノ唐猫　後丸ノ

冬ノ装様　擯那遠便以テ東京ニテ　作ル

行ハ元明交ノ和綱ヲ呪五月行之

(チヤ)

長石 和一ノ五丁
丁瘡 和三ノ十三丁
長髪車 和廿一ノ三丁
丁子香 和十二ノ十丁
帳 和十四ノ十七丁
茶研 和十六ノ十二丁
茶苦茗 和十六ノ十四丁

茶かり 三十二番職人歌合四十一丁 虚無僧へさし入も ささやかなやの 鉢叩 念仏法師 かをとへても とふは茶かり
又四十三丁 巡礼 同行のめぐるたびのそのまゝ 三十三の茶かりもをな

茶屋 同卅三丁 輿昇へ やすらひをまちはんなりし 茶屋のものかけなのこし かれ

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

（チヽ）
巻チタ 和十ノ十七丁
搬チキ 和十二ノ十五丁
ちまきのかひ らのかひちまきのかひ
ちまき 世諺中ノ九
チキキ柱 日五又三丸
糉 訓 上五
チヽキ馬 骨董集上編中廿六 又下ノ後二

帳臺圖

師時卿
一日 天皇御元服
主九間懸新
間立御帳 帳撤本 帳而
主上敷滿繧繝
東西妻南 其上 九枏覆文
於二枚 三色綾縁 濃打裏以
三枚
西妻 其上敷東
土敷二枚中
向以茵中央
大高八尺 帳八條
裏各八 縫八十四毛

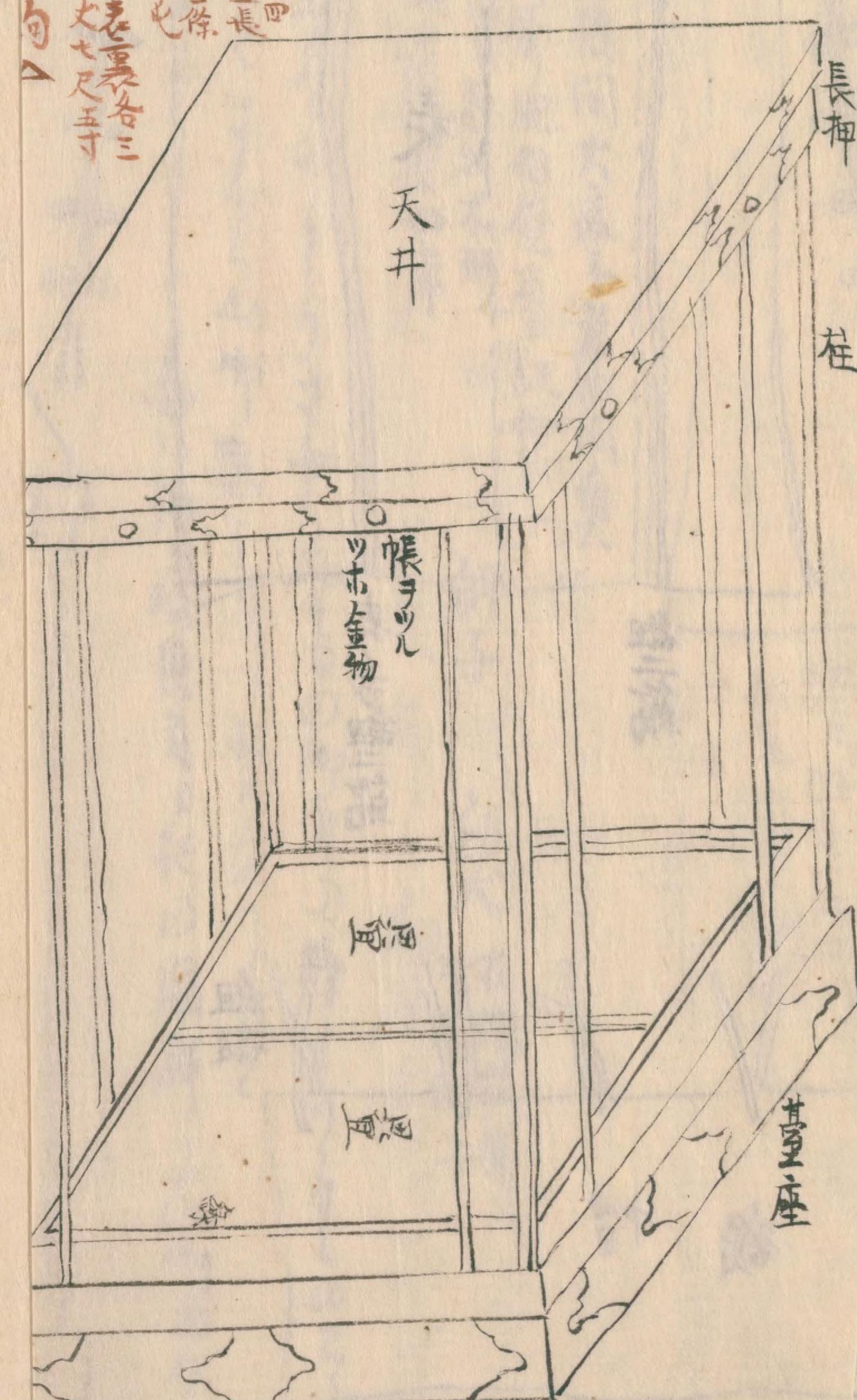

御帳臺圖

長秋記云 源師時卿
天永四年正月一日 天皇御元服
紫宸殿母屋九間懸新
調殿代中央間立御帳 撤本帳而
立大嘗會御帳也 長臺上敷滿繧繝
端廣帖二枚東西妻南 其上
敷龍鬢土敷二枚 二色綾縁濃打裏以北為鏁文
而敷之半當帖二枚
間仍頗北寄東西妻 其上敷東
京小錦茵南面以茵中央當土敷二枚中

延喜式
手帳一具 高八尺 帳八條 四條八七幅四條六幅並長一丈
料緋十七疋二丈 表裏各八疋 綿八十屯 七幅四條別十一屯 六幅四條別十屯 帽甲一條 料絹一疋一丈五尺 表裏各三丈七尺五寸
夏不須
組卅四條 料絹二疋 條別長七尺五寸 廣一寸五分 絲一約

御帳

三長記云 三条中納言長兼卿
建久九年正月云々
御即位 當日 御装束 寢殿西三ヶ間庇懸御簾 母屋垂之東ノ母屋三庇打簾懸御簾 垂之 南北行懸御簾也 其内立御帳 垂帷 云々

岡屋関白記云 基實公
建久三年七月八日 是日立太子之後初出御南殿云々 天皇着御帳中 頭中将實長即御帳帷 左近将曹 下 近衛等開左腋門 大舎人開門 圖司進版 義 之了云々

禁中秘抄云
一 清凉殿
五間 北第一間母屋為御路 次御帳間 大床子第四間奥
有御厨子 第五間四季御屏風 母屋有日記御厨子
帳 四面有几帳 夏生以胡粉画花鳥鸖鵄 冬村木形
四角三帖 繧繝 御座東上 四角南鏡 東西濱床如常

讃岐典侍日記云
ふる今朝(?)の□□□のそりのきふしゝゆそ日の御座の所よりしのところ
御帳のひたか師帳の□□ゆ□御帳の□つなとありき
この御帳のうらのたちの帳の御座(?)
あへをかきてへし□□□ 讃岐典侍日記のなかをとりて

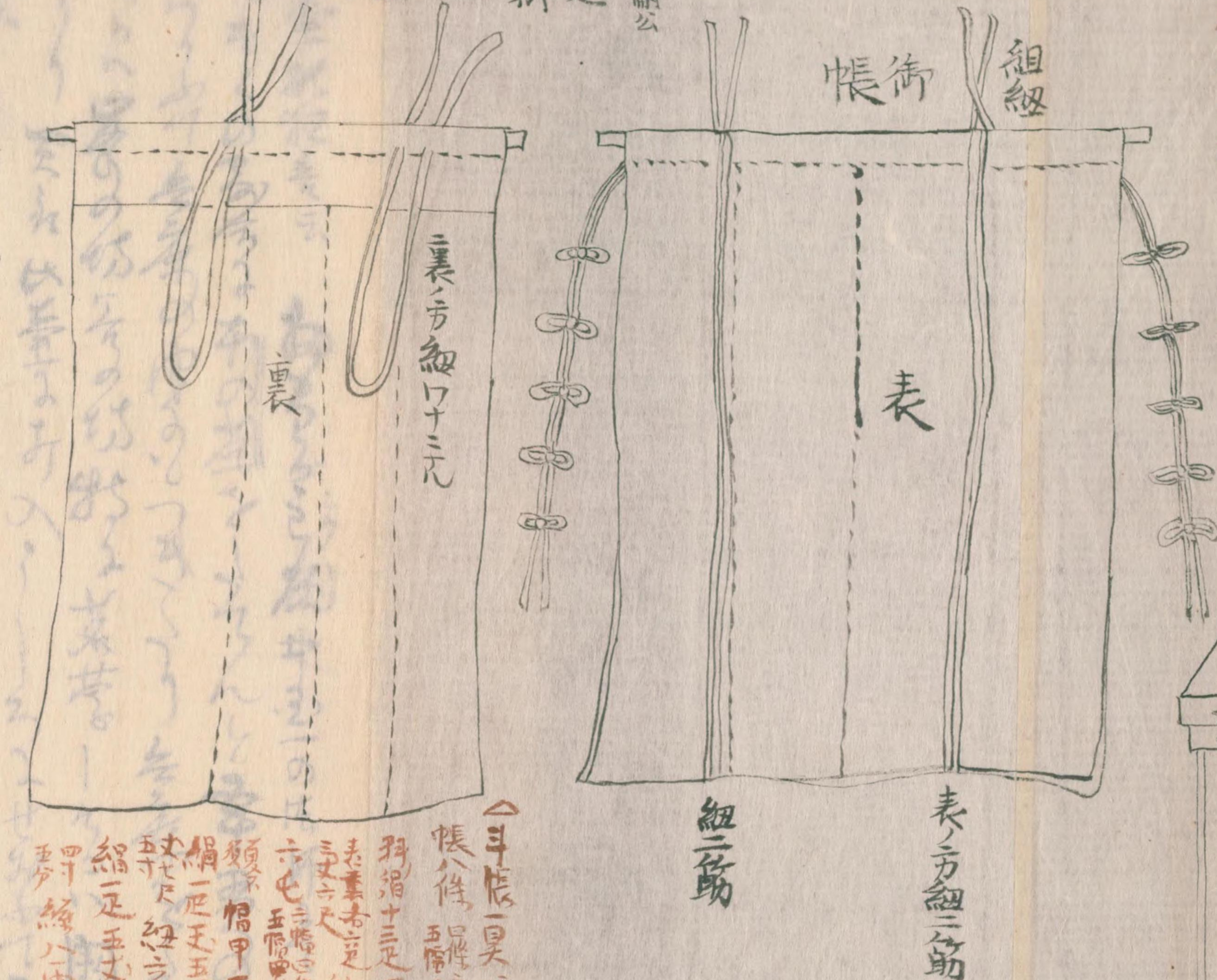

△手帳一具 高七尺 帳八條 四條七幅 四條六幅 並長九尺
料絹十三疋一丈三尺 表裏各六疋 三丈六尺 綿七十屯 六七幅四條別十屯 五幅四條別九屯
帽額 帽甲一條 料絹一疋一丈五尺 表裏各三丈七尺五寸
紐廿四條 料絹二疋五丈一尺 條別長七尺 廣四寸五分 絲八兩

師子
狛犬 在帳前南北 左師子

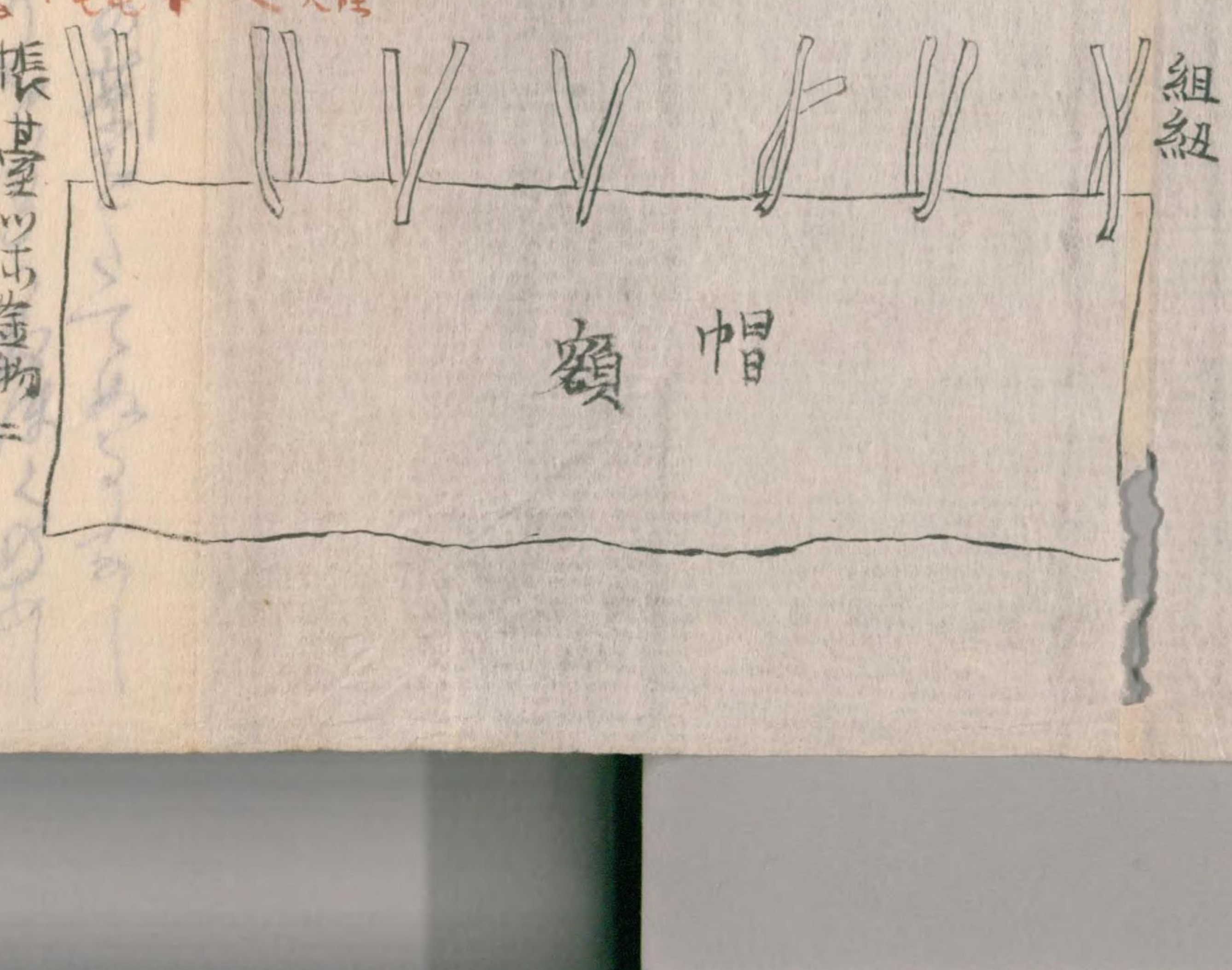

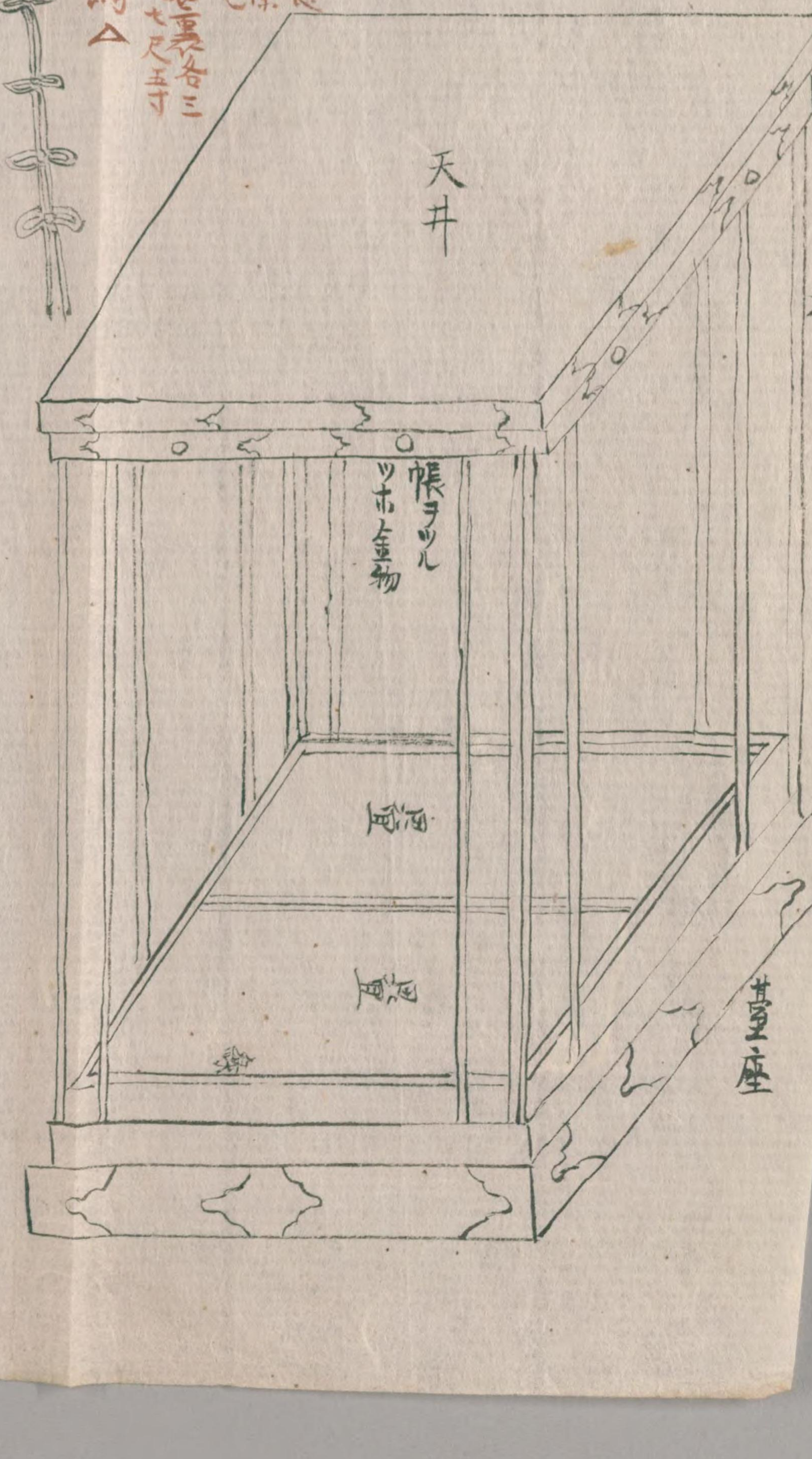

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13
ガラス使用

手

致敬礼

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

（チ）

乳癬　和三ノ十三丁

ちぎりの印　袖中抄十九
燒火の印だのみに侍
知夫利鈴流　ちのり
ちぎりの印にあ

笛怪　二ノ九五才

元輔　とくの糸すゑせけるをもませ侍りしも夜寝のもとをひあらそ
思ひあまるくらのちぎりのなしきこそれハ

後ろ之乎　袖中抄　刈るまくらん時もおねこのちぎりの印をみれと元之
同上抄
ちぎり郎
ひきも見
たより夫雅十八
たより印を抄

廿二番職人歌合　地黄煎売り
すゝするをのちぎりをもあるのちのゑちぎり地黄煎売り

チケ

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

チゴ
小兒名チ 長二ニ
兒ノ髪ノ結様（清術）髯百廿ノ卅モトヨモ蔦杯又ハクタシ人元
ユヒノ左ヲアケテ短ク右ヲサケテ長クスル モトユヒ
左ハウツムキ右ハアヲノクトスル サテ髪ノ裾ハ左ノ耳ヘ
兒唱食 貞二ノ九丈廿ん
トル 髪ヲノ臣ヨリテ中ヲ紺捻リテ一尺二三寸ニ
兒隼（チゴハヤブサ） 貞五十
髪ノモトハシモノ羽形ツネノ如シ 言テト云童
體ノ作カウニモシテツルナリ 是ハ暑或ツ丸
兒名 蒼百廿己
地獄并人相修巻 法門慶顕筆 国華十三ロ七十一
兒字訓 住七五
地獄変相図 国華十三ロ七十一次
地獄変屏風 長百三八

チゴ

チゴ

兒
驢驢 嘶餘云 一公家息ハ白水干着ル也 武家ノ息ハ長絹ヲ着スル也
ヲカミノ兄ワ水干トテ烏ヲ長絹トテ也 イヅレモ菊トヂハ黒シ
中堂供養ノトキ御所ノ御供奉黄金童形ニテ仕ル也 其トキハ窪色
色ノ水干 其時節ニ似合ル織菊ヲ菊トヂニシテ法師ノ肩ニノルナリ
歩齢 ウラナシノ 鬢ノ 金剛也
一稚童子 ハ素襖補ニテ髪ヲサゲ眉ヲツクル

兒眉 上ニシワ 立ホニホフ

稚童子眉 ヒアリ
上ニツ立西方ニ
三日月ナミ勝

遊女地獄

柳亭梅彦記

泉州堺高須の遊君あり、容顔並びなく全盛にして、気象高く、自ら地獄と呼んで衣服皆地獄変相の図を画、かゝる暇ある時は座禅し情道と禅とを兼ねたりしとぞ、かの一休禅師も彼女に

聞しより見ておそろしき地獄かな

地獄絵ノ屏風 枕四ノ六ウ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

(ち)
脚病 チアナキ 埜ノ八丁

地利 リ 慣子 五八三ノ(二)

チア

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

千

千里の雪

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

(チキ) ちぎる 四ら四反

金槐 住吉の松とをしまに年もへぬちきのくゝおきさ行 ありてをして

幘 チギリカウブリ 船十二ノ十六丁

縢 チキリ 船十四ノ十二丁

チホ かのア カヽこそも

地球図 巻一ノ十二ウ

チサ

チキリ　𦁠　揜三ノ廿三
　　　　　　花　ホ　絶　音義
　　　　　　ノ廿六　重綵
　　　　　　博

チキ　地赤ノ帷子　頁三ノ四十

チキ　地藏冩巻　考古画譜八ノ九図アリ

チキ　千木　堅木　赤

チキリ　舶百　𦁠　凡一ノ三三ア三三ア 花録音　千キリ城　　武芸神読二編ノ十九ウ

チギルヽ之詞　日九五

知行　舶八

知行幾貫ト云　頁一五九　頁十五七

知行何石　頁十五ノ八

直綴　頁五ノ六三　（法体）群百廿ノ廿六

チギレルト云詞　上六

並

交

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13　ガラス使用

(チメ)

敗醬（チメクサ） 和廿ノ十九丁

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

(千二)

地道　馬ニ元　巻十三ノ十五

千又

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

(千三)

地義 文二九三 火九七

地球説略 火九七 三文二九三 鰲頭 下廿三

地白ノ陰子 文三ノ廿一

地球学 日本文学廿ノ廿九 神田孝平

熱床 文二ノ六廿ら

地震学一班 関谷清景 学藝志林廿六年六月

ちしまのこえ 神田翁廿

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

（チヒ）

盤石（チヒキイシ）　和一ノ四丁

小蜥蜴（チヒサキトカゲ）　和十九ノ七丁

石衣（チヒサキコケ）　和廿ノ廿三丁

襌（チヒサキモノ）　和十二ノ十九丁

東北院職人哥合　三ウ　経師　をてし文字のこもなきをりかゝきこよひの月は　あらはれきりや

三代實録　三十六ウ　简印文字鉄鏃　チヒ不堪ニ行用也

ちひりの石　さゞれいしの名

小サ刀　小刀　貞十三ノ八　腰刀ト腰刀ト刀ト　サスガト云　綴ヲ見ヨ　腰刀圖解　後編　下十二ヲ云

チヒサキモノ　褌　貞三ノ十七

小キヲこ始ト云字ヲ付ルヿ　赤

（チモ）邂逅（チモリ） 和十ノ十八丁
ちもとヽ称名 ソデノ条見

陰因 火五二 史円ノ三二 西宮記一 江次第四ノ二 枕一ノ四ウ

秋陰因 江次四ノ八三

臨時陰因 江次七ノ六八

陰因ノ幣 葉一三 火五三
細木尺許角ニシテ本細ク先トキシ形ニ削ル紙札ト号セタリ

陰因籤 葉一三 火五二

チヒ

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

綸旨 （三内口決） 一々書職事書出候、勅裁ト号スル此事ニ候、
地下堂上幷ニ諸寺諸社ヘ被成下候事勿論之儀ニ候、此外守護
武士之中或依ニ勲功之賞ニ或就ニ所労ニ被成 勅裁之候
連綿在之事ニ候、以ニ此按近代猥ニ被成下 綸旨之
沙汰若亦及候、一向不打任儀候条可停止ニ候、

リ ア イ ウ ヽ オ カ キ ク ケ コ サ シ ス

[illegible]の王の詩[illegible]十二ノ七丁

林檎(リウコウ) 和十七ノ四十

寛仁二年 立后節会の夜大閤[illegible]のうた [illegible]二ノ八丁

龍脳香 和五ノ十丁

龍鬚莚 [illegible]

李夫人 反魂香 [illegible]

龍の駒(リウ) [illegible]

[illegible]花集の[illegible]十ノ十七丁

[illegible]

[illegible]

[illegible]

霊(リヤウ)[illegible]

両頭(リヤウトウ)の蛇 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

セ ソ タ チ ツ テ ト ナ ニ ヌ ネ

理石 和一ノ五丁

律義(リチギ) [伽] 拼本 十四丁 不律不如法の僧侶ニ
比丘尼を律宗ハ律するへくいなし 不律儀子あるをいふ

立花 草紙 三ノ九丁

ノ ハ ヒ フ ヘ ホ マ ミ ム メ モ ヤ イ ユ

東郭(トウカク)王説 [illegible]四ノ廿五丁

輪鼓 和四ノ十五丁
りんじのまつり 余尺廿五丁

綸旨 太夫等住持の之 [illegible]七ノ十三丁

園(リン)、和十三ノ三丁

8

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用

り

りうびん 龍鬢（貞丈雑記）りうびんは色々ニ斑ニ染ニ青地ノ錦ノ縁ノ弘サ三寸許

九ツ四方ニ差廻シテ濃打裏ヲ附タリ弘サ長サ畳ニ同シ

龍鬢 地敷（貞丈雑記）下廿二オ図アリ

輪子引両　參考太平記十ノ廿九　輪子引両ノ全數附見武器考

リロ

リト

鮮ヒ 六朝ニ 繁一ノ七

リト 堅 彩一ノ十三

沐德

リチ

李龍眠 日花廿ノ一七五 又卅ノ一一三

李公麟字ハ伯時號ニ龍眠居士 熙寧中進士 官ニ至ニ

朝奉郎ニ 為宋画ノ上

驪翰 驥馬騏驥ニ見ユ 日月ナリ

リカ 理学 武六五

リヨ 呂律 葵四八

龍ノ吟合ハ被吟臥タリト呂不與 四庫全書 范ノ卅三 三四六 行範 大谷

廬外 真十五ノ四十

龍生九子 長三百

凌雲ノ窺 徒一ノ二九

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

利部

理 洗一七三

理ヲ窮ム 後一七九

リイ

リロ

リハ

リニ

リホ

リヘ

リト

リチ

李就眠 曰花廿ノ一七五 又廿ノ一一三

李公麟字ハ伯時号ス龍眠居士ト熙寧中進士官至ニ

朝奉郎ノ 為宋函ナ

リヲ

驪鞠 新唐書吐蕃伝ニ見ユ日月ナリ

理学 武六五

呂律 癸四八 龍ノ吟合ハ被吟臥タリト呂不斉 四年七節范ノ三十三 三四言情行紀兵谷 放ヲ云孝言ノ(注)

慮外 負十五ノ四十

龍生九子 長三百 凌雲翁 徒一二九 贔屓之ヲ居ニノ白虹タトヘ

（日暈）リンタウ
一 紫
二 日
三 日光紫 勿来 らう 白メカキ
四 日
五 ち
六 六
七 朱

龍膽 西廿五 遺四十六ノ五ウ

龍作 舳一四二　陵轢
リク 陵王面図 厳島図会 三ノ七　陵王舞式　松三ノ十三 図アリ 蘭陵王貌美ナルヲ以テ假面ヲ著ク [illegible]
リク 東甬 東学 一ノ三二 朝鮮ニ用ヰル文字
リレ
リツ 理郎 後下ノ廿二
リツ 律令法式ヲ定ム 漫ノ九　法之者也 [illegible] 律所 後百四十四
リテ
リラ 龍膽 多頭文 後西書紀 九十九ノ五ウ　上ノ三三　日毫 ろ二十ノ九三
リム 輪鋒 上五
輪鋒紋 目二三 舳二三 貞十六ノ十五　龍膽車 [illegible] 五図アリ
麟角 上一二二　龍膽等 [illegible]
リンシトル 貞三ノ九　輪子 [illegible] 青海波 [illegible] 輪子 廻之間
リンツサス 貞三ノ九　臨時客 [illegible]
綸旨 貞四ノ廿

臨時ノ処分 貞十五ノ卅八　臨時 [illegible] 上ノ十八 又廿五
林下紙 貞四ノ四十
琉球ノ 琉球ノ先祖 今三三二　隆古 高氏 [illegible] 十三ノ廿 [illegible] 五十九
琉球稀果 武百年　柳目蒜 [illegible] 人ヲ人ニス
流内流外被管被摂等官 内十九　柳花苑 [illegible] 年人 ニノ廿ウ
流外官 貞廿ノ五三
異朝流内流外官 内廿五
柳営 貞九ノ九五
龍宮 後五五
龍鬢ノ筵 後百廿九 火九七 貞四十ノ十三 リウビンハ俗ニ云ハナゴザ也　龍鬢地鋪 [illegible] 下廿三 図アリ
リウモン 貞五ノ五六 [illegible] 廿二 [illegible]
リウゴ 舳百二 Ⅹ
リウビン 龍鬢 甲一ノ六九ウ [illegible]
リノ 李于鱗 唐詩 [illegible] 正声 [illegible] 三ノ十四
リオ 龍骨車 甲一ノ五九ウ [illegible] 文集

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

（四雲）リンタウ
一紫
二白
三蒼紫 紡末 らスリ 白メカネ
四黒
五青
六赤
七朱

龍作 紬一四二
陵轢 内八二

陵王面図 厳島図会六ノ七
陵王舞式 松三ノ十三 図アリ 蘭陵王

リタ 吏道 吏学一ノ三二 朝鮮ニ用ヰル文字

リレ

リツ 理郎 後下六十五

リツ 律令法式ヲ定メ漫ハス 供之者小一 律所 後百四四

リチ

リナ

リヲ

リム 輪鋒 上五

輪鋒紋 日一ノ三 紬二二 貝十六ノ十下
龍膽 貝一ノ三 書紀九十九ノ五ウ

麟角 上一二二
龍膽 おわえ ろナハノ四ケ

リンシトル 貝三ノ九
輪子 毛江一 青海波舞事 候輪子廻之間

リンシサス 貝三ノ九
臨時宮

綸旨 貝四ノ廿

臨時ノ処分 貝十五ノ卅八
上ノ十八 又廿五

林下紙 貝十四ノ四十

琉球ノ先祖 今三ノ三
隆吉 高武 安政

琉球絣 日本 武四五
柳国蒜 時人る人一ろ

流内流外諸官等官 内十六

流外官 貝四ノ五三

異朝流内流外官 内廿五

柳営 貝八ノ七五
柳花苑 年人ニノ廿ウ

龍宮 後五五

龍鬢筵 後百廿七 貝十三ノ十三 リウビンノ俗ニ云ハナゴザニ
龍鬢地舗 下廿二図アリ

リウモン 貝五ノ五六
柳ノサニ形

リウゴ 紬百二
⌛

リウビン 龍鬢 五一ノ六〇ら

リン 李斎 ... 居 三ノ十五

リオ 龍骨車 五一ノ五ら 文集

リク　陸運通考　荻野由之　東洋学会雑誌三編四号ノ一〇〇（未完）又五号ノ二〇八（未完）

リヤ　令　今二百九

令一部　優百

令外官　貞二ノ五三

令ノ喪葬令ノ内大蔵説　文三三

両部神道　恭

両部習合神道　長二九五

両面縁　以八　両面ノ錦ノ茵之　両めんへりのこと　類衰　廿三　廿ノ廿六

両クレナヰ筋　貞二ノ四一

裲襠　長二七九　佐十八　舳百十三　武廿

諒闇ノ件　廿序紫果　今二八五　諒闇ノ年　徒上廿八段　[illegible]

諒闇簾　大一三〇

リヤウザン　今三ノ廿六　[illegible]　枕三ノ十七オ

良馬苑國　浣百廿三

梁木年　長二百八　[illegible]

梁塵秘抄　徒十七　大成二ノ廿一

良暹歌　[illegible]

良秀　[illegible]

領家 長一七二 広四ノ廿三

リミ 利満ら 十ノ三七

リケ

リフ 李部王 ある
立太子ノ礼田 [illegible] 広十三ノ廿六

李部吏部 上百六二
立皇太子式ノ黄表ヲ読ム [illegible]

立親王 冊二四
立太子ノ事等 広十三ノ三八

立坊 広四ノ五三

立后 広四ノ五三

リコ

リエ

リテ

リア 李安忠 日本 廿六ノ二巳八

リサ

リキ 力者 広二ノ十七 [illegible] 四十五
理氣ノ辨 東洋 一ノ四 内田周平

リユ

リヘ

リミ

リレ 李将軍偉子 長百廿七 著十

リユ 李家恩模、此ぞ白記五ノ三五

リヒ 痢病ノ茱 優十

リモ

リセ 李成 日花廿ノ一七五 李成字成遡

リス 里数 英廿一

奴都

ヌ

ヌイ

ヌロ

ヌハ ぬなやか 今季廿九ノ三三 年冊許りて長ぬなやかみてかし云ひ ありありあり

ヌニ

ヌホ 璢又ネ 足三ノ一ろ廿九オ

卜卅

国立国会図書館 タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

ちり

雉足

大鏡巻二 太政大臣基經のおとゞハ云云、小松の御門(光孝)の御母(澤子)、こい殿の御母のはらからにおはしましゝ、さてこのおとゞ小松の御門をいみじく見奉らせ給て、ことふれてきやうさくにおはしましけるをあはれ君かなと見奉らせ給けるに、よしふさ(良房)のおとゞの大きやうにや、むかしはみこたちかならずつかせ給ふ事にてわたらせ給へるに、雉足かならずぞ大饗にはもるものにてありけるを、いかゞしけん、そんじや(尊者)の御前にとりおとしてけり、はいぜんなる人みこのおまへのをとりて、まどひてそんじやのおまへにすゑけるを、いかゞおぼしめしけん、おまへのともしびを御そでにてあふぎ

油をやをらかいけたせ給ける、このおとゞハ、そのを
りハげらうにて、すゑにて見奉らせ給て、いみじ
うもせさせ給物かな、といよ〳〵見めでたてまつらせ
給て、陽成院おりさせ給べきさだめさぶらハせ
給、コノ事ヲ大日本史ニハ左ノ如ク漢文ニ記セリ

大日本史巻一百三十一藤原基經傳ニ云、基經欲シテ行ハント廢立ヲ求ニ
諸皇子ヲ無シ可キ者、古事談世継物語 初メ時康親王赴リ良房ノ大饗ニ膳
者遺ル尊者ノ雉足ヲ、饌取テ親王ノ前者ヲ羞ム之、親王神色自若、滅シテ燭ヲ
掩フ跡ヲ、基經竊ニ見テ之ヲ深ク服ス其雅量ニ、從是屬ス意ヲ 大鏡

高見按ニ、ノ時未タ別足トハ云ハナカリシナリ、別足
ハ朱雀院ノ御時、禁野ノ雉ノ四足 一云三足 アリケルヨリ
云ヨシナレハ、陽成ノ御代ヨリハ遥ニ後ナリ

別足 雉ノ足ヲ云

○貞丈雜記巻一 十五ウ 物の喰様さゝけの事、古事談徳
大寺ノ大饗ニ、宇治左府令向給之時、如法令食給云云、事
畢之後、別足之食様見習ハント、人々群リ寄見ケレ
ハ、継目ヨリハ上ツスコシツケテ切タリケルヲカ
ガヘリタル方ヲ一口ニ令食給タリケリ、ト見エタリ、大饗
トハ、大臣ノ大饗トテ、大臣ニ任セラレタル人、其祝
ニ數多ノ客人ヲ招テ、饗應セラルヽコト也、其時ノ
正客ヲ尊者ト謂、尊者ハ必大臣タル人来リタマフ
也、其日鷹飼トモアヘテ鷹ヲスヱテ客人ノ在座敷
ノ前ヲ渡ルナリ、是ハ客人ノ食料ノ為ニ鳥ヲ取ラ
スルニシスルナリ、鷹ノ鳥ト云ハ雉ナリ、サレハ大
饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ、別足トハ雉ノ股
ノコトナリ、継目トハ鳥ノ足ノ骨ノツガヒメ也、足骨
ノ節ノツガヒメヨリハ上ノ方ノ肉ヲ少シ付テ切
テ燒タル也、カヘリタル方トハ足ノ節ノカヘ
リタル方ノ上ヲ云ナルヘシ、右ハ宇治左大臣殿の雉の燒鳥の喰

様を見習ハんとて、大勢の人々むらがり見られし
ことを云あり、古代ハ礼式故實を次第に学ひしことを
思ひやりたまへつし、是公家の故實なり武家にも物
の喰様ありの仕付ありし、右の類也、
○同巻十五鷹類之部オ十八別足(ベツ)の事雉子のあしを別
足と云也、近衛龍山公鷹百首の歌注ニ云待かけのこと昔四
禁野の雉子八重羽ましても足も三ツありと云合
ちかくは鷹をとりころしたる化鳥也、其待かけをた
くみ出し彼化鳥をとらせたるとなん、それより待
かけハ始りて荒鷹をかけいりてをとりかゝるにハ待
かけに合せれハ安く取に用之雉子ノ足を別足(ドッソク)と
云ならりたるを禁野の雉子よりおこれり、常時あるがち

貞丈雜記
ニノ四八ウにも
別足のこと
見ゆ十五巻
と大分つし
三才図会
下ニ引四條
流庖丁書
ニハ足四ト
アリテ天子
将軍ナトヘハ
足四ニ乗ルトア
レハ四ノ方男
ルヘキナレ

足三ツあられとも、雉子の足ニ限り今に別足と云
ありと見江たり、禁野とハ、河内國交野に禁野と云
所あり、天子の御狩猟之地也、此ハされまて、雉子
のあしをハ、別足と名付て貢献する古實也、
○厨事類記群書類従巻第三百六十四飲食部一収之三十四オ追物焼物雉足
以薄様裹之ト云云、又三十七ウ追物汁菜焼物鳥足ハ、或説云、鳥
ノ右ノ別足也、ヤキテフシヨリ切テ、薄様ニテツヽ
ミテモトヘシフシヨリ上ハワリテキリカサ子テ、
ソバニモル、前(置)キウシロ(後)オ(置)キトテオ(置)ク也、故實云、
晴ノ御膳ニハ、ユデヽモリタルガヨキ也、或説ニハ、
左足ヲモルヘシト云云、今案或向ヤ云、鳥左鯉右ト
テ、鳥ハ左ヲ貴シ、鯉ハ右ヲ貴スト云云、依此説歟、或

云、鳥左鵄右トハ、鳥ハ左ヨリキル、鵄ハ右ヨリオロ
スガユヱ也、紀氏信家ニハ、左足切ルト云云、
○又三十ハウ鶚ノ左足ヲ賞事、當家不存知之、鳥ハ御鷹飼
ツ可用歟、然者鳥ヲ栄ニツクルニ、左ノヒタレヲト
リカクトリカフトハ、鷹ニカフ儀歟、又左ハ木ニツ
クル方也、右ハ日貢ニ備ヘキユヱニ、左ヲトリカヒ、
右ヲウヘニモツクル也、又左足ハ面ヲウヘニモレ
バカヒサ下也、或人云、左ヲ賞スルユヱニ鳥ニモカ
フ也、又左足ハ肉モ、ガユニナル、先ツメスベキガユ
ヱ也云云、此儀又不心得、御膳ヲ賞セズシテ、鷹ヲ貴
スベカラズ、又古人云、別足ハツ、ミタル所ヲトリ
テキリヲチヨリクヒキリテメスベキ也云云カナ

ラズウヘシカブラン事ハ、ミグルシキ事歟、可尋之、
生鳥ニモ右ノヒタレヲモルヨシ所見ナリ、
○四條流庖丁書（羣書類従巻第三百六十五飲食之部ニ収之十八ウ）鳥ノ焼物
ノ事、女ニハヒツタレヲ上ニ盛ベシ、男ニハ別足ヲ
上ニ盛ベシ、張紀ハ陽、別足ハ陰也、然ニ陰ニハ陽ノ
ミヲ参也、陽ニハ陰ノミヲ参スル也、○傳有之、和合
ノ心也、
○又オサ鳥ノ別足ト云事、別ナル足トハ、如何ナル事ソ
ヤ、朱雀院ノ御時トカヤ、足ノ四有鳥アリ、甚御代天
下太平ニシテ目出カリシ也、ソレヨリコソハ別足
トハ申傳キ、今モ雲者ニテモ、鶉ニ立テモ、足ヲ立テ盛
時、貴顕ノ人ナレバ、足二立ヘシ、其外ハ足一立テモ

言合ん鵜
那ちし
脾ハアブ
ラじりしト
取分かに見さ
タレルコニハ
それの丑ナ
の肉リ云る
ーし

云、鳥ヲ鉏右トハ、鳥ハ左ヨリキル、鉏ハ右ヨリオロ
スガユヱ也、紀氏信家ニハ、左足ヲ切ルト云云、
○又三十ハウ鶴ハ（鸛書）鳥ノ左足ヲ賞事當家不存知之、鳥ハ御鷹飼
ヲ可用歟、然者鳥ヲ桀ニツクルニ左ノヒタレヲト
リカク、トリカフトハ、鷹ニカフ儀歟、又左ハ木ニツ
クル方也、右ハ日貢ニ備ヘキユヱニ、左ヲトリカヒ、
右ヲウヘニモツクル也、又左足ハ面ヲウヘニモレ
バ、カヒサ下也、或人云、左ヲ賞スルユヱニ鳥ニモカ
フ也、又左足ハ肉モ、ガユニナル、先ツメスベキガユ
ヱ也云云、此儀又不心得、御勝ヲ賞セズシテ、鷹ヲ貴
スベカラズ、又古人云、別足ハツ、ミタル所ヲトリ
テキリクチヨリクヒキリテメスベキ也云云、カナ

ラズウヘシカブラン事ハ、ミグルシキ事歟、可尋之、
生鳥ニモ右ノヒタレヲモルヨシ所見ナリ、
○四條流庖丁書（群書類従巻第三百六十五飲食之部ニ収之十八ウ）鳥ノ焼物
ノ事、女ニハヒツタレヲ上ニ盛ヘシ、男ニハ別足ヲ（脇ニ）
上ニ盛べし、張魚ハ陽、別足ハ陰也、然ニ陰ニハ陽ノ
ミヲ参也、陽ニハ陰ノミヲ参スル也、口傳在之、和合
ノ心也、
○又サ鳥ノ別足ト云事、別ナル足ト云ハ、如何ナル事ゾ、
ヤ、朱雀院ノ御時、トカヤ、足ノ四有鳥アリ、其御代天
下太平ニシテ国出カリシ也、ソレヨリコソハ別足
トハ申傳キ、今モ雲雀ニテモ、鶉ニテモ、足ヲ立テ盛
時、貴賤ノ人サレハ足ニ立ヘシ、其外ハ足一立テモ

不苦、天子或ハ京鎌倉ノ将軍ナトヘハ、足ヲ四ツ立ル、コ
ト自然ニ有之、是ヲ別足ノ心ナリ、天下ヲ祝タル心
也、然ニ無左右四ツ立ル事不可有ト云々、
○武家調味故實（群書類従巻三百六十五 飲食部三収之云々）別足ノ
みて三十三刀ニ切様（鳥ノ手也）在之、鳥左おもむきにする也、
但切事、外ニ十七刀、内ニ十三刀、上ニ三刀、ゆきまはりへて
切へし、以上三十三刀なり、

東形　式食時之事也

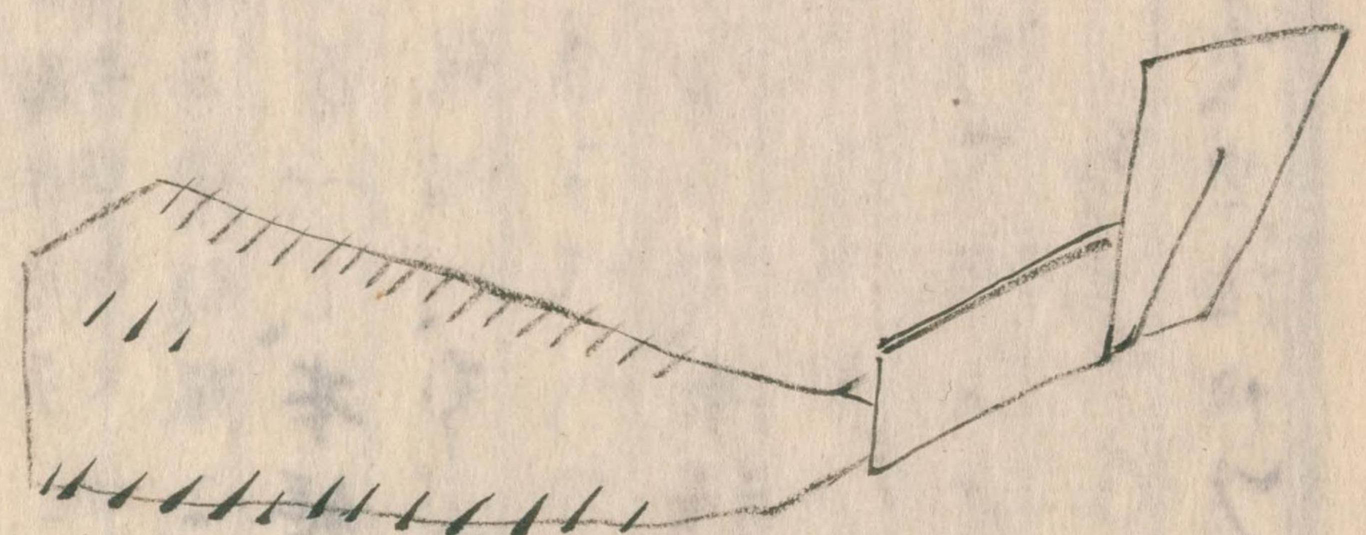

外ニ別足ニ　二重ておりて其上ニ
別足可盛様
つゝみかみ別足三十三刀切りかきを可置也小土器ニ

肴かいしきして盛時のまゝ、ながさすりの時も此
のよせ候て、
○大草相傳聞書 群書類従巻第三百六十七 飲食部四収之 四十九オ 雑のべつ
そくまり扱之事、右ニ申候様に、本膳ニ、二の膳ニ
も、三の膳ニも、中ニ有べし、本膳の中ニあるを、猪
の所ニてあつらひ候時ハ、右を右のまゝ取渡し
座中を見て、扱右のまゝにてへつそくまりの臺ニ出
きる かやをとりおろして、本膳の中ニ臺の前ニ何
となく ひろけて、右の手をそへて、右のまゝそへつ
そくをぬきて、右のかやの上ニ置、扨又右を右の
手ニ取 なをしハ、先をしたる手ニてつまみて一つ
くい、又めしをくらひて、其後ハ此猪もりしまく

ふ也、其後本しをちかめ、中酒ニへん後を取りて、又
右の手ニてへつそくを取、かんじて、へつそくの上
ありうる物を取てくふ也、右酒をのぶ候なましく
置て其ふハ、あしそくふ也、へつそく取り候て、
本膳のかさへ、何となく置也、

中務内侍日記王家の宰相トきこえし女房の許ノアヤメにさしぬきのあやめハそれとしるしよもきもあやめもまちかねトカキテ来しせよ返事に「あやめかるよそのたもとにかくてこそ」なるらむおしなへてけふのあやめのひきくらしさらるれハ 狭衣一ノ上十三ウ 但し今ノ本ハ一ニヨリテ写リ

ひつれ　ひつつれ　あまつじり

和名抄巻十八羽族部羽族體 脾 遊仙窟云、雉脾 音羽卒 師説
比太礼 説文云、脾 今按如許慎説者俗所謂阿布良之利是
貞丈雑記 巻六ノ四ウ 鳥のひつつれといふハ、鳥の尻のとがり
なり、 和名抄ニ云上ニ引リ
又云 巻六ノ四ハウ 雉の名所の事、當流献方口傳書ニ云、四條
流の雉子のくびねといふハ、首骨也、山ゲケ共云、鶏肉（カシワ）と
いふハ胸の肉也、ひつつれといふハ、尾の羽ぶしに付たる肉也、
犬おとしとハ胸の手骨也、雪おろしとハ肩骨の際也、
右雉子の名所也、 前ニ云ひつつれの事和名抄の文を考ふべし
高名抄ひつつれハもとひつれにて和名抄ニ見えたる如く
あぶらじりをいへるを後ニ雉子の名所ニいへるハ尾の羽

国立国会図書館　タイトル『語箋』　請求記号 831-13
ガラス使用

ひつれ　ひつゝれ　をつゝじり

和名抄 巻十八羽族部羽族體 臎 遊仙窟云、雉臎 音翠 師説 比太礼 説文ニ云、臎 今按如許慎説者俗所謂阿布良之利是 鳥尾肉也

貞丈雑記 巻六ノ四ウ 鳥のひつゝれといへ、鳥の尻のとがりをいふ也、和名抄ニ出たり

又云 巻六ノ四ウ 雉の名所の事、當流献方口傳書ニ云、四條流の雉子のくびねといふ、首骨也、山ゲゲ共云、雞肉といふ鳥の胸の肉也、ひつゝれといふ、鳥の羽ぶしに付たる肉也、犬をまぞといふ胸の手骨也、雪をろゲせとは肩骨の膝也、

右雉子の名所也、前に云ひつゝれの事和名抄の文を考ふると

宮名抄ひつゝれもとひつゝれにて和名抄ニ見ゆるが如く

あぶらしりをいふ也きれなはこ雉子の名所ニいふハ其の羽

831
60
13

国立国会図書館　タイトル『語箋』 請求記号 831-13

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『語箋』　請求記号 831-13

ガラス使用